

施工要領書

下記の工事についての施工要領を示す。

工事名称

春日部市新本庁舎建設工事

施工要領

1. 本工事期間中には複数の関連工事が予定されているため、それらの関連工事と密に連絡調整を図り、工事施工にあたること
2. 工事車両の搬入出については、本工事期間中に行われる関連工事と調整を行い計画すること。
3. 仮設計画、工事工程において、事前に関連工事との調整を行い計画すること。
4. 工事場所が市街地内であることから、工事期間中の近隣及び周辺への影響(振動、騒音、埃・粉塵飛散、臭気、汚損等)について十分に注意し対策を行うこと。
5. 残土など近隣及び周辺に飛散する恐れのある物を構内に集積する場合は、養生シートで覆うなど飛散防止対策を行うこと。
6. 場内散水を十分に行うなど、近隣及び周辺への砂塵等の飛散防止対策を行うこと。
7. 工事に関する近隣からの申し出については、真摯に対応し問題解決に努めること。
8. 工事期間中の工事に起因すると思われる近隣家屋等(ブロック塀や看板等の工作物含む)に対する損害(破損・汚損等)が生じた場合は真摯に対応し対処すること。
9. 雨水等により場内に水が溜まった場合、衛生面での安全性が懸念されるため、解消するための措置を講じること。
10. 契約締結後、速やかに近隣に対する工事説明会を行うこと。なお、説明会対象範囲及び日程等については発注者と協議のこと。
11. 毎月、工事のお知らせを近隣及び自治会に配布すること。詳細については発注者と協議のこと。
12. 既存の仮囲いについては、西側道路(市道 2-33-2 号線)の拡幅予定部分も含んだ旧春日部市立病院敷地の境界に設置されているが、新本庁舎の工事区域は西側道路拡幅後の敷地境界となる。しかしながら安全管理上の観点から、西側道路の改良工事着工までは管理区域として管理を行うこと。また、南側においても既存の仮囲いが春日部市新本庁舎関連施設工事(仮称)の工事区域を含んで設置されているが、前述と同様の理由から春日部市新本庁舎関連施設工事(仮称)の着工までは管理区域として管理を行うこと。
13. 市道 2-33-2 号線道路改良工事(仮称) の際は、交通渋滞緩和のため2車線確保に協力すること。
14. 本工事区域南側に接する開発行為による道路予定地及び防災活動用地については、本工事の作業エリアとして使用することは可能だが、春日部市新本庁舎関連施設工事(仮称)の施工範囲となるため、使用に際しては春日部市新本庁舎関連施設工事(仮称)に支障が無いようにし、春日部市新本庁舎関連施設工事(仮称)の着工時には原則当該施工範囲を明け渡すこと。
15. 工事車両の通行等で歩道、車道、歩道境界取り合い等を破損・汚損した場合は、受注者が責任をもって復旧すること。また、関連工事において先行して施工された箇所を使用する場合、破損・汚損防止のための養生を行っただけで使用すること。しかしながら破損・汚損があった場合は、受注者が責任をもって復旧すること。

16. 工事区域北側の河川(豊武川)については用水路であることから、現場内からの雨水排水が流れ出ていかないよう流出防止策を講じ、十分に注意すること。(例:仮囲いの下端部に隙間を設けないよう設置するなど)
17. 工事区域北側の橋(4箇所)については、侵入防止策を施すこと。なお、位置や仕様等の詳細については、受注後、発注者と協議のこと。
18. 工事区域南西角にある既存電柱(東京電力)を東京電力と協議の上、移設すること。
19. 工事区域東側に市道 5-353 号線から伸びている給水管の止水栓及びメーターボックスが工事区域内に埋設されているため、工事施工に際しては破損等に十分注意すること。埋設位置については受注後、発注者に確認すること。
20. 既存棟の地下湧水ピットからの排水を工事期間中実施すること。詳細については発注者と協議のこと。
21. 道路散水用として、武里内牧線道路整備工事で敷設する道路散水配管に新庁舎中水配管を接続させること。詳細については発注者と協議のこと。
22. 法令上必要とされる官公庁による検査は、原則、新本庁舎建設工事・新本庁舎関連施設工事(仮称)の両受注者が共に立会いの下行うこととする。
23. 起工式典を執り行うこと。詳細については受注後、発注者と協議のこと。
24. 既存棟における外壁、内壁、柱、梁等のクラックや豆板等の補修については、事前調査(令和元年度実施済み)で発見されている箇所の他、隠ぺい部の劣化・損傷状況調査及び外壁調査において新たに発見されたクラックや豆板等も含めて補修を行うこと。
なお、補修作業の着手については、建築基準法第12条第5項の報告に基づく確認を特定行政庁(春日部市)に受けた後となるので注意すること。
25. 上記補修工事に先立ち、既存棟の劣化及び損傷状況について令和元年度の事前調査時に調査ができなかった内装材残置による隠ぺい部分について、既存内装材撤去後、構造躯体が目視できる範囲状況にて、その程度を計測するなど詳細調査(以下、劣化・損傷状況調査)を行い工事監理者及び発注者に報告すること。
また、劣化箇所全てにそれぞれに状況写真を撮影し、事前調査(令和元年度実施済み)分も含め、当該劣化箇所が明確にわかるよう、既存構造図(必要に応じ平面図、展開図)を作成した上で、それに図示し、「コンクリート診断技術:最新版(公益社団法人 日本コンクリート工学会)」に基づく補修ランクに分類し、補修方法を決定するものとする。
添付資料となる写真については、補修箇所全数を施工前・施工中・施工後の写真を同アングルで撮影し当該劣化箇所の補修経緯がわかるようにすること。
なお、工事受注者においては、建築基準法第 12 条第 5 項報告の資料作成に協力すること。
26. 工事中に設計変更が生じた時は、変更図書作成の上、監督職員の確認を得ること。また、設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。ただし、内訳明細書にない新規項目が発生した場合についてはこの限りではない。設計変更に関して、監督職員が求める資料については、受注者の責任においてこれを遅延無く準備を行うとともに速やかに提出すること。また、施工を進めるにあたり採用が難しいと判断された場合は、受注者は代替え案等の提案等、誠意を持って処理解決するものとする。

本工事期間中に予定されている関連工事

- ・春日部市新本庁舎関連施設工事（仮称）（令和4年度～5年度予定）
工事区域南側に計画されている開発行為による道路の新設や防災活動用空地の整備、
新庁舎建設用地内の緑化工事（緑化ブロックは除く）等を予定
- ・武里内牧線道路整備工事（仮称）（令和3年度予定）
- ・市道 2-33-2 号線道路改良工事（仮称）（令和4年度予定）
- ・防災無線関連機器移設工事（仮称）（令和4年度～5年度予定）
- ・新本庁舎（既存棟含む）内の情報通信網設備に関する工事（令和4年度～5年度予定）
- ・新本庁舎（既存棟含む）内の電話通信設備に関する工事（令和4年度～5年度予定）
- ・新本庁舎（既存棟含む）内の各課所管情報機器移設に関する工事（令和4年度～5年度予定）